（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　としせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称　都市政策研究会

2 主たる事務所の所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和3-6-11
松本ビル2F

3 代表者の氏名　（姓）武正　（名）公一

4 会計責任者の氏名　（姓）武正　（名）智子

事務担当者の氏名
（姓）只津　（名）裕子
（電話）048-832-3810
（電話）
（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）武正　（名）公一

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　（姓）武正　（名）公一

公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）

公職の候補者の氏名（２人目）　（姓）　（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）　（姓）　（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

埼玉県 収受 -8.5.-7 選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付 8. 1 収支公開室 番号

302

103990

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	11,305,195
（前年からの繰越額）	6,827,970
（本年の収入額）	4,477,225
支　出　総　額	11,012,407
翌年への繰越額	292,788

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	4,463,179	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,463,179	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	4,463,179	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	14,046	
	合　　計	14,046	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	浅沼　和彦	200,000	R7/1/10	さいたま市浦和区元町3-10-8	無職	
2	清徳　則雄	10,000	R7/7/3	さいたま市浦和区仲町2-16-10	無職	
3	土屋　貴光	100,000	R7/10/27	さいたま市緑区中尾1440	会社役員	
4	野辺　博	120,000	R7/4/9	東京都中央区日本橋人形町1-18-6鳥近ビル5F	弁護士	
5	草地　祥貴	5,000	R7/1/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
6	草地　祥貴	5,000	R7/2/25	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
7	草地　祥貴	5,000	R7/3/24	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
8	草地　祥貴	5,000	R7/4/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
9	草地　祥貴	5,000	R7/5/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
10	草地　祥貴	5,000	R7/6/23	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
11	草地　祥貴	5,000	R7/7/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
12	草地　祥貴	5,000	R7/8/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
13	草地　祥貴	5,000	R7/9/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
14	草地　祥貴	5,000	R7/10/22	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
15	草地　祥貴	5,000	R7/11/25	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
	この頁の小計	485,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
16	草地　祥貴	5,000	R7/12/25	さいたま市南区別所3-13-24	歯科医	
17	(小計)	60,000				
18	志水　則行	5,000	R7/1/22	さいたま市桜区大久保領家620-1	会社役員	
19	志水　則行	5,000	R7/2/25	さいたま市桜区大久保領家620-1	会社役員	
20	志水　則行	5,000	R7/3/24	さいたま市桜区大久保領家620-1	会社役員	
21	(小計)	15,000				
22	清水　裕之	5,000	R7/1/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
23	清水　裕之	5,000	R7/2/25	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
24	清水　裕之	5,000	R7/3/24	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
25	清水　裕之	5,000	R7/4/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
26	清水　裕之	5,000	R7/5/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
27	清水　裕之	5,000	R7/6/23	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
28	清水　裕之	5,000	R7/7/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
29	清水　裕之	5,000	R7/8/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
30	清水　裕之	5,000	R7/9/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
	この頁の小計	65,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
31	清水　裕之	5,000	R7/10/22	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
32	清水　裕之	5,000	R7/11/25	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
33	清水　裕之	5,000	R7/12/25	東京都文京区千駄木5-5-17	歯科医	
34	(小計)	60,000				
35	高　敏嗣	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
36	高　敏嗣	5,000	R7/2/25	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
37	高　敏嗣	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
38	高　敏嗣	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
39	高　敏嗣	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
40	高　敏嗣	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
41	高　敏嗣	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
42	高　敏嗣	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
43	高　敏嗣	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
44	高　敏嗣	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
45	高　敏嗣	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
	この頁の小計	70,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
46	高　敏嗣	5,000	R7/12/25	さいたま市浦和区常盤10-8-7	歯科医	
47	(小計)	60,000				
48	高橋　宜治	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
49	高橋　宜治	5,000	R7/2/25	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
50	高橋　宜治	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
51	高橋　宜治	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
52	高橋　宜治	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
53	高橋　宜治	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
54	高橋　宜治	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
55	高橋　宜治	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
56	高橋　宜治	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
57	高橋　宜治	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
58	高橋　宜治	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
59	高橋　宜治	5,000	R7/12/25	さいたま市浦和区上木崎8-4-4	会社役員	
60	(小計)	60,000				
	この頁の小計	65,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
61	高柳　和之	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
62	高柳　和之	5,000	R7/2/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
63	高柳　和之	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
64	高柳　和之	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
65	高柳　和之	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
66	高柳　和之	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
67	高柳　和之	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
68	高柳　和之	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
69	高柳　和之	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
70	高柳　和之	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区前地1-1-8	自営業	
71	高柳　和之	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区前地1-2-15	自営業	
72	高柳　和之	5,000	R7/12/25	さいたま市浦和区前地1-2-15	自営業	
73	(小計)	60,000				
74	土屋　昭五	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
75	土屋　昭五	5,000	R7/2/25	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
	この頁の小計	70,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
76	土屋　昭五	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
77	土屋　昭五	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
78	土屋　昭五	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
79	土屋　昭五	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
80	土屋　昭五	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
81	土屋　昭五	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
82	土屋　昭五	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
83	土屋　昭五	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
84	土屋　昭五	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区前地1-2-15	税理士	
85	（小計）	55,000				
86	北條　浩司	5,000	R7/1/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
87	北條　浩司	5,000	R7/2/25	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
88	北條　浩司	5,000	R7/3/24	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
89	北條　浩司	5,000	R7/4/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
90	北條　浩司	5,000	R7/5/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
	この頁の小計	70,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
91	北條　浩司	5,000	R7/7/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
92	北條　浩司	5,000	R7/8/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
93	北條　浩司	5,000	R7/9/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
94	北條　浩司	5,000	R7/10/22	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
95	北條　浩司	5,000	R7/11/25	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
96	北條　浩司	5,000	R7/12/25	埼玉県蕨市北町2-9-29	会社役員	
97	（小計）	55,000				
98	前田　貴男	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
99	前田　貴男	5,000	R7/2/25	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
100	前田　貴男	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
101	前田　貴男	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
102	前田　貴男	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
103	前田　貴男	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
104	前田　貴男	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
105	前田　貴男	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
	この頁の小計	70,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
106	前田　貴男	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
107	前田　貴男	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
108	前田　貴男	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
109	前田　貴男	5,000	R7/12/25	さいたま市浦和区常盤3-25-17	会社役員	
110	（小計）	60,000				
111	山根　健久	5,000	R7/1/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
112	山根　健久	5,000	R7/2/25	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
113	山根　健久	5,000	R7/3/24	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
114	山根　健久	5,000	R7/4/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
115	山根　健久	5,000	R7/5/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
116	山根　健久	5,000	R7/6/23	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
117	山根　健久	5,000	R7/7/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
118	山根　健久	5,000	R7/8/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
119	山根　健久	5,000	R7/9/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
120	山根　健久	5,000	R7/10/22	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
	この頁の小計	70,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
121	山根　健久	5,000	R7/11/25	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
122	山根　健久	5,000	R7/12/25	さいたま市浦和区元町2-8-1	歯科医	
123	(小計)	60,000				
124	高木　修	10,000	R7/1/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
125	高木　修	10,000	R7/2/25	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
126	高木　修	10,000	R7/3/24	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
127	高木　修	10,000	R7/4/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
128	高木　修	10,000	R7/5/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
129	高木　修	10,000	R7/6/23	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
130	高木　修	10,000	R7/7/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
131	高木　修	10,000	R7/8/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
132	高木　修	10,000	R7/9/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
133	高木　修	10,000	R7/10/22	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
134	高木　修	10,000	R7/11/25	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
135	高木　修	10,000	R7/12/25	さいたま市浦和区領家6-24-6	医師	
	この頁の小計	130,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
136	(小計)	120,000				
137	武正　公一	162,416	R7/8/28	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
138	武正　公一	58,629	R7/8/28	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
139	武正　公一	162,416	R7/9/29	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
140	武正　公一	56,720	R7/9/29	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
141	武正　公一	162,416	R7/10/30	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
142	武正　公一	38,631	R7/10/30	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
143	武正　公一	162,416	R7/11/28	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
144	武正　公一	35,210	R7/11/28	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
145	武正　公一	162,416	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
146	武正　公一	30,682	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
147	武正　公一	2,159,665	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
148	武正　公一	55,550	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
149	武正　公一	39,376	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
150	武正　公一	51,520	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
	この頁の小計	3,338,063				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
151	武正　公一	28,796	R7/12/25	さいたま市浦和区大東3-39-15	会社役員	
152	(小計)	3,366,859				
153						

	この頁の小計	28,796
	その他の寄附	1,320
	合　　計	4,463,179

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	2,159,665	0	
(2) 光熱水費	219,872	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	1,038,582	0	
小計	3,418,119	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	37,100	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	57,188	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	57,188	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	7,500,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	7,594,288	0	
合計	11,012,407		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	電気代	58,629	R7/8/28	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
2	電気代	56,720	R7/9/29	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
3	電気代	38,631	R7/10/30	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
4	電気代	35,210	R7/11/28	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
5	電気代	30,682	R7/12/25	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	219,872				
	その他の支出	0				
	合計	219,872				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	家賃代	162,416	R7/8/28	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
2	家賃代	162,416	R7/9/29	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
3	家賃代	162,416	R7/10/30	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
4	家賃代	162,416	R7/11/28	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
5	家賃代	162,416	R7/12/25	松本康宏	さいたま市浦和区領家1-14-7	
6	郵送代	55,550	R7/12/25	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	郵送代	39,376	R7/12/25	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	郵送代	51,520	R7/12/25	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	郵送代	28,796	R7/12/25	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	987,322				
	その他の支出	51,260				
	合計	1,038,582				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会議室・備品利用代	11,160	R7/12/4	北浦和ターミナルビル㈱	さいたま市浦和区北浦和1-7-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	11,160				
	その他の支出	25,940				
	合計	37,100				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					その他の事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	総会軽食・飲料水代	36,450	R7/3/10	㈱グリーン企画社	さいたま市浦和区針ヶ谷3-5-5	振込
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	36,450				
	その他の支出	20,738				
	合計	57,188				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄付金	1,000,000	R7/2/27	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
2	寄付金	1,000,000	R7/3/27	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
3	寄付金	1,000,000	R7/4/28	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
4	寄付金	1,000,000	R7/6/19	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
5	寄付金	1,000,000	R7/7/24	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
6	寄付金	500,000	R7/9/1	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
7	寄付金	500,000	R7/9/18	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
8	寄付金	500,000	R7/11/7	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
9	寄付金	500,000	R7/12/1	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
10	寄付金	500,000	R7/12/25	たけまさ公一後援会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	7,500,000				
	その他の支出	0				
	合計	7,500,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　4月　17日

政治団体の名称　都市政策研究会

会計責任者の氏名　武正　智子　武正

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和8年4月16日

都市政策研究会
代表 武正　公一殿

登録政治資金監査人 吉野康輔
登録番号 第 2852 号
研修修了年月日 平成21年10月15日

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、都市政策研究会の令和7年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、都市政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金
監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

都市政策研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、都市政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上